

町民課

☎ 戸籍年金係(127)

ご存知ですか？国民年金保険料の免除制度

保険料免除は、申請の手続きが必要です。原則申請日より2年1か月前までさかのぼって申請できます。

種 類		内 容	令和8年度 年度納付額(月額)	年金受給額に 反映	年金受給資格期間 (10年)に計算
納 付		保険料を納めることで満額の基礎年金を受給できます。	17,920円	されます ○	されます ○
申 請 免 除	全額免除	「申請者本人」「申請者の配偶者(別居を含む)」「世帯主」それぞれの前年所得が一定以下 の場合は承認されると保険料が全部または一部免除になります。	0円	されます ○(注1)	免除後の 保険料を 納付した 期間について されます ○
	4分の3免除	(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る 年金額が少なくなります。 (注2) 一部免除の承認を受けた方は、納付すべ き保険料を納付しないとその期間の一部 免除が無効(未納と同じ)になります。	4,480円	されます ○ (注1) (注2)	
	2分の1免除		8,960円		
	4分の1免除		13,440円		
		※離職(退職・失業)による特例所得審査の対象者 となる方の中に、離職した人がいる場合、その 人の所得を除外して審査されます。			
納付猶予制度 (50歳未満の方)		「申請者本人」「申請者の配偶者(別居を含む)」それぞれの前年所得が一定以下の場合 は承認されると保険料の支払いを猶予する ことができます。	0円	されません ×	されます ○
学生納付 特例制度		前年所得が一定以下の学生は、承認される と在学期間中の保険料の支払いを猶予する ことができます。	0円		
産前産後 期間免除		出産予定日または出産日が属する月の前月か ら4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前から 6か月間)の保険料の全額が免除されます。 出産予定日の6か月前から届出可能です。 ※産前産後免除の要件を満たしている場合には、 法定免除や申請免除よりも優先されます。	0円	されます ○	
育児期間免除 (令和8年10月から 始まります)		出産日が属する月から1歳の誕生日の前月 (12月分)まで、子を育てている方(1号被 保険者の父母・養父母)は、申請することで 保険料が免除されます。	0円		
法定免除		障害年金1級または2級を受給している 方、生活保護法による生活扶助を受けてい る方は、前年の所得に関わらず、届出する ことで保険料の全額が免除されます。	0円	されます ○(注1)	

※免除・納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば追納(後から納付すること)して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。

※免除申請については、日本年金機構または役場 町民課 戸籍年金係までお早めにご相談ください。

戸籍年金係 からの お知らせ

申請免除・納付猶予は7月から翌年6月まで、学生納付特例は4月(または20歳誕生日、ただし、1日が誕生日の方は前月)から翌年3月までです。令和7年度分(令和7年7月～令和8年6月)が免除となっている方で、令和8年7月以降も免除を希望される方は、免除申請の届出をお願いします。ただし、全額免除または猶予になっている方で継続審査を希望されている方の手続きは必要ありません。